対象受検機関:都市整備部下水道室、北部流域下水道事務所

1 原田水みらいセンターの運営

(1) 原田水みらいセンターの概要

府内の各流域下水道(水みらいセンター(下水処理場))は、大阪府が事業主体となっているが、猪名川流 域下水道事業(以下「原田水みらいセンター」という。)は、全国唯一の2府県にまたがる流域下水道で、大 阪府と兵庫県が共同事業主体となり下水処理施設の建設・維持管理を行っている。

事務事業の概要

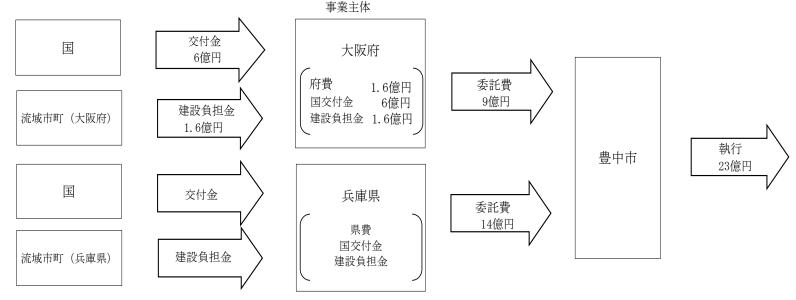
流域下水施設概要

事業主体		大阪府及び兵庫県			
計画区域	面積	大阪府	5, 518ha	兵庫県	6, 463ha
	処理人口	大阪府	371,020人	兵庫県	364,400人
処理場		原田水み	みらいセンター	316, 800	m^2
計画処理水量		大阪府	184, 310 m³/日	兵庫県	204, 051 m³/日
幹線延長		大阪府	41, 720 m		

(2) 下水道施設の建設について

下水施設の建設については、昭和43年から覚書により事業主体である大阪府及び兵庫県から豊中市に委託し ている。

施設の建設費用については、他の流域下水道事業と同様に、国、流域市町、大阪府及び兵庫県が負担するこ ととなっている。(大阪府・兵庫県・流域市の建設事業費の負担は、大阪府猪名川流域市町が46.94%、兵庫県 猪名川流域市町が53.06%となっている。)



※ 図表に記載の数値(平成26年度実績)は、大阪府のみもしくは兵庫県のみが負担する管渠等建設費等があるため、 大阪府と兵庫県の負担割合が46.94%と53.06%になっていない。

水みらいセンターは、建設及び維持 管理を府が一元実施しているが、原田 | 方式について、現行方式と一元化 水みらいセンターは、従前の経緯かし方式のどちらが優位かを府の負 ら、建設は大阪府から豊中市へ委託、 維持操作事務は流域関連市町で処理 | 性)の観点から、分析・検証を行 する協定を大阪府と締結し、流域関連 | なった上で、大阪府としての明確 市町から豊中市に委託している。

検出事項

現在の原田水みらいセンターの運し団体との協議等を進められたい。 営方法が、他の水みらいセンターにお ける運営方法よりも効率的なもので あるかどうかについての分析・検証が 行われていない。

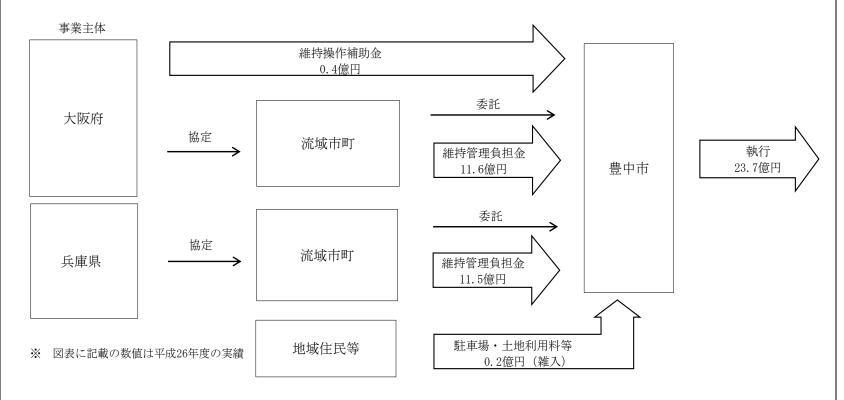
原田水みらいセンターの運営 担や3E(経済性、効率性、有効 な方針を定め、必要に応じて関係

改善を求める事項(意見)

(3) 維持操作事務について

施設の維持操作事務(運転、清掃、保守、看守等)については、昭和47年に大阪府と流域市町との間で維持操作事務を流域市町で処理する協定を締結し、流域市町が豊中市に委託している(兵庫県側の流域市町も豊中市へ委託)。

維持操作事務処理の適正化を図るため、豊中市へ「維持操作補助金」を交付していたところであり、現在も引き続き豊中市へ交付している。(補助金として交付しているが、府内の他の流域下水道事業と同様の算出方法となっている。)



2 豊中市への施設建設及び維持操作事務委託

(1) 豊中市への委託の経緯等について

建設及び維持操作事務について、豊中市が行うこととなった経緯は、原田処理場(現原田水みらいセンター)の整備が、豊中市の単独公共下水道事業として始まったことにあり、現在も引続いている。

なお、府内の他の水みらいセンターにおいては、流域市町村からなる一部事務組合が維持操作事務を行っていたが、府として、施設の建設から改築・更新や管理に重点を置くこととし、平成20年度より建設と維持操作事務を大阪府に一元化している。

(2) 施設建設の委託について

工事内容等については、大阪府、兵庫県及び豊中市の三者で協議し、決定している。また、設計・積算、施工については、豊中市に委託している。

積算については、国の補助事業となっているため、豊中市は国から示された積算基準に基づいて積算を行っており、府は委託契約締結時に設計・積算の内容の確認を行っている。

(3) 維持操作事務の委託について

府が豊中市に交付する維持操作補助金については、補助金交付の検査時に、実績報告書や収支計算書及び根拠資料(契約書等)により適正に執行していることを確認している。

3 「大阪府流域下水道経営ビジョン」における取扱等について 府は、平成24年3月に大阪府流域下水道経営ビジョンを策定し、一層の経営の健全化に取組んでいるが、原田 水みらいセンターについては、「維持管理コストの縮減」項目が対象外となっている。

項目	取組方針及び目標	達成状況
(1)維持管理コスト	・節電や省エネ機器の導入により電力使用量を 5%削減 (H26を目標)	・維持管理の効率化として、電力使用量の5%削減はすでに達成。引き続き5%削減の継続を目指す。
の縮減	・維持管理業務の更なる外注化等により人件費を 10%削減(H33を目標) 等	・人件費については、10%の削減目標には至っていないが、維持管理人員を6%削減している。
I		・長寿命化対策を行っていることと、財政的な要因から平成25年度及び平成26年度は年間130億円となっている。
(3) 会計の明確化、 経営の安定化	・将来の改築更新費増大のための汚水の従量料金 単価制及び公営企業会計の導入	・現在、平成30年4月からの公営企業会計の導入を進めていることころである。

措置の内容

原田水みらいセンターは、同程度の流域面積を有する大阪府と兵庫県の2府県が共同で施行する流域下水道事業であり、法的な管理者が大阪府と兵庫県の2者存在するという特殊な状況である。このことから、事業開始当初より、建設は大阪府と兵庫県から豊中市へ、維持管理業務は流域関連市から豊中市へ委託しており、結果として豊中市において建設と維持管理が一元化された形態をとっている。

原田水みらいセンターの維持管理費については、大阪府に一元化した府内の同規模水みらいセンターと同一の条件(ポンプ場や雨水対策に係る経費は対象外)で比較しても、水みらいセンター間の経済性に大きな違いは見られない。また、建設費についても、府県と同一の積算基準に基づき、同程度の発注規模を採用しているため、府県自らが発注する場合と変わらない。このことから、建設と維持管理を大阪府に一元化することは、大阪府の職員体制の見直しや、豊中市職員の処遇を含めた事務量を勘案するとメリットを見出せない。さらに、管理者権限についても大阪府に一元化することは、兵庫県側の管理リスクまで府が負う必要が生じるなど、府にとってリスクが大きく、現実的な方策ではない。

以上のことから、現行は、建設事業の実施方針の決定や維持管理の適切性の確認は管理者である大阪府と兵庫県が行い、業務の発注や施工管理、完成した施設の維持管理業務は豊中市が行 うなど、効率的な方式であり、日本で唯一2府県にまたがる特殊な流域下水道の事業運営として有効な体制がとられていることから、今後も引き続き、現行の方式で運営を行っていく。

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年1月14日、事務局:平成27年11月11日)